

ご意見の募集

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正(案)

この「ご意見の募集」は、町が重要な計画や重要な条例を策定したり改正する際に、その案に対して町民のみなさんから寄せられたご意見を考慮して、計画や条例などの案の内容を決定しようとする手続きです。

今回ご意見を募集する案件は、寒川町情報公開条例と寒川町個人情報保護条例の一部を改正することについてです。

募集期間 平成22年1月5日(火)～平成22年2月3日(水)

寒 川 町
総 務 部 総 務 課

1. 制度について

(1) 情報公開制度

寒川町では、開かれた町政を推進し町政に対する理解と信頼を深めるために、平成12年4月から「情報公開制度」を実施しています。この制度は、町が管理する公文書を町民のみなさんなどからの請求に応じて公開するものです。

寒川町情報公開条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めた条例です。

(2) 個人情報保護制度

寒川町では、個人のプライバシーを保護するために、平成12年4月から「個人情報保護制度」を実施しています。この制度は、町が持つ個人情報の適正な取り扱いに関して具体的なルールを定めたものです。本人が閲覧や写しの交付を求めたり、その情報に誤りがあれば訂正を求めたり、取り扱いが不適正であれば利用の停止を求めることができます。

寒川町個人情報保護条例は、町が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して具体的なルールを定めたものです。

(3) 審査会

情報公開条例の第4章と個人情報保護条例第5章には、それぞれの制度の審査会について規定されています。審査会とは、実施機関が行った決定に対して不服がある場合にその決定が妥当かどうかについて審査する第3者機関です。制度に関する見識を有し、かつ、公正な判断をなし得る方が委員となり、5名の委員が両制度の審査会委員を兼務しています。

2. 改正の背景

今回の改正は、この審査会から、「情報公開制度や個人情報保護制度とその運用について、より良いものにしていくために改善点がある」としてご意見をいただきましたので、町としてもそのご意見を尊重しながら改正について検討いたしました。

両制度の運営審議会の議を経て、改正案がまとまりましたのでみなさまに公表し、ご意見を伺うものです。

なお、今回の改正点は、両制度の審査会からの提案を踏まえたものですから、審査会についての規定が主な改正点です。ですから、情報公開制度による公文書の開示や、個人情報保護制度による個人情報の取り扱いはこれまでと何ら変わりません。

3. 改正案の概要

(1) 情報公開条例の改正点

①第18条第4項

「参加人」の定義を追加します。「参加人」は行政不服審査法で使われる意味と同じなので、これまではこの条例では定義していませんでしたが、読む人の便宜性から条例に加えることにしました。

②第18条

審査会が審査を行う過程で明らかになった制度の不備や改善点等に関し、意見書を提出することができる規定を追加します。条例第17条で、審査会の設置目的として「不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため」とありますが、その審査をする中で発見される改善点もあると考えられます。これまでも意見を提出することを禁じていたわけではありませんが、意見書を提出できることを明文化することにしました。(第6項として追加)

③第22条

審査会が答申に付帯意見をつけることができますが、そのことを明文化したものです(第2項として追加)。また、その付帯意見についての措置を町が放置することが無いよう、町長はその措置状況を審査会に通知することを規定しました。(第3項として追加)

④第34条

審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について規定しました。個人情報保護条例ではすでに規定されていますが、情報公開条例では規定されていませんでした。情報公開審査会でも個人情報等の非公開情報を取り扱う機会があると思われるので、情報公開条例においても罰則規定を追加しました。

(2) 個人情報保護条例の改正点

①第2条

現在の条例では、個人情報は単に「個人情報」としています。しかし、国の行政機関が保有する個人情報について規定した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、個人情報は「個人情報」「個人情報ファイル」「保有個人情報」に分類されていますので、この法律に合わせ町の条例を改正します。

第9条～第11条・第14条～第19条・第21条～第23条・第25条～第28条・第30条・第43条・第46条も同様の理由で改正しています。

②第7条第1項・第2項

「公文書」について第2条第2号で定義されているため。

③第24条

利用停止請求に係る措置について、因果関係を整理し、措置を追加

④第30条第4項

情報公開条例第18条第4項の改正と同じ理由での改正です。

⑤第30条

情報公開条例第18条の改正と同じ理由での改正です。

⑥第34条

情報公開条例第22条の改正と同じ理由での改正です。

⑦第36条第1項

この条は、個人情報保護制度運営審議会についての規定です。第1項で個人情報保護制度運営審議会を単に審議会とする略称規定をしていますが、第6条で同様に略称規定があり必要ありませんので略称規定を削除します。

⑧第36条第7項

審議会委員の守秘義務についての規定です。平成17年度まで個人情報保護条例には、自分の個人情報の取扱いについて「是正」を申し出ることができる規定がありました。是正の申し出があった場合、審議会で審議することになっていたため、個人情報を扱いますので罰則規定がございました。平成17年度に是正の申出に代わり、利用停止の請求について規定されたため、是正についての規定がなくなりました。新たに規定された利用停止の請求に対する決定に不服がある場合は、審査会で審議することとしているため、審議会で個人情報を扱う可能性が無くなっていましたので今回この規定を削除いたします。

⑨第36条第8項

審議会会議の公開とその例外についての規定ですが、寒川町自治基本条例と今年9月に施行された「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則」により、町が設置する審議会について規定されましたので個人情報保護条例からは削除します。

4. 施行期日

この改正は、公布の日から施行いたします。

ただし、情報公開条例に追加した罰則規定は平成22年7月1日を施行日とします。

これは、一般に罰則規定を公布の日から即日施行することは、法令を理解してもらう周知期間が無くなるので好ましくないと考えられるためです。

5. 今後の予定

今回のパブリックコメント手続きで、みなさんからいただいたご意見に対する町の考え方については、町の内部審議を経て平成22年2月下旬に公表します。